

各 附 属 機 関 の 長
各管区警察局長
各管区警察学校長
東京都警察通信部長
北海道警察通信部長 殿
各府県通信部長
各方面通信部長
警視庁警務部長
各道府県警察本部長

警察庁丁給厚発第140号
平成15年5月8日
警察庁長官官房給与厚生課長

受動喫煙防止対策について

職場における喫煙対策については、「職場における喫煙対策に関する指針について」（平成9年4月18日、警察庁丁給厚発第187号）により、禁煙、分煙等の対策を積極的に推進しているところであるが、[厚生労働省から](#)この度、健康増進法（平成14年8月2日公布）の施行に伴い、同法第25条に規定された受動喫煙防止に係る措置の[具体的な内容及び留意点に関する通知がなされた](#)。

同条の趣旨は、国民の健康増進の観点から、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課し、受動喫煙防止の取組を積極的に推進することとしており、各機関におかれても、本条の趣旨に照らしての受動喫煙防止対策を積極的に推進されたい。